

# 八戸市体育館の建て替えに関する基本構想（案）

令和4年11月

## 目次

1	基本構想策定の趣旨	1
2	現状	2
3	八戸市体育施設の整備に関する基本方針	13
4	八戸市体育館に関するアンケート調査結果の概要	20
5	建て替えに関する基本的なコンセプト	23
6	新たな体育館の施設の構成に関する考え方	24
7	長根公園内の他のスポーツ施設等の構成に関する考え方	25
8	新たな体育館の整備想定エリア	27
9	長根公園の建ぺい率	28
10	長根公園の地質の状況	29
11	建て替えに向けて配慮すべき事項	30
12	建て替え・運営手法	31
13	着工までの流れ	32
	資料編	33

## 1 基本構想策定の趣旨

八戸市体育館は、昭和 38 年に竣工し、メインアリーナ、卓球場及びトレーニング室等を備え、コロナ禍前には、年間約 20 万人が利用する当市のスポーツ活動の拠点として、また、レクリエーションやイベント活動等の場として大きな役割を担っています。

しかしながら、平成 27 年 12 月に、耐震診断を実施した結果、震度 6 強以上の地震に対して、倒壊または崩壊の危険性があるとの診断を受けたことから、本市では、今後の八戸市体育施設の在り方及び整備・改修に係る基本的な方向性についてまとめた八戸市体育施設整備に関する基本方針を平成 31 年 3 月に策定しました。

その中で、八戸市体育館の建て替えについては、最重点で取り組むこととし、

- ・八戸圏域連携中枢都市圏内の中核を担う体育施設となるよう検討すること。
- ・武道館、弓道場及びプールとの複合施設化を検討すること。
- ・利用者の利便性を確保するため、既存施設を使用しながら工事を行えるよう長根公園内の別な場所への配置を検討すること。

の 3 点に考慮し、早期に「八戸市体育館の建て替えに関する基本構想」の策定に着手することを規定しています。

また、八戸市体育館は、竣工から半世紀以上が経過し、時代の移り変わりとともに、利用者のニーズも多様化し、体育館に求められる役割も変容しています。

そこで、本市では、令和 4 年 1 月に、市内学識経験者、スポーツ団体関係者、建築に関する有識者及びまちづくりに関する有識者等で構成する八戸市体育施設整備検討委員会を新たに設立しており、本構想では、この検討委員会の意見に加えて、市内スポーツ競技団体関係者や市内スポーツ施設利用者等からの意見を基に、八戸市体育館の建て替えに関する基本的な考え方をとりまとめることを目的としています。

## 2 現状

市内スポーツ施設は、市内7か所の公園等にバランスよく配置されており、位置図、構成及び利用状況等は次のとおりです。

また、平成31年3月に策定した八戸市体育施設の整備に関する基本方針に基づきながら、総合的、かつ計画的に管理しています。

### (1) 位置図



(2) 市内スポーツ施設の構成

公園名等	面積 (ha)	主要施設及び整備年	
長根公園	17.13	体育館	S 38
		野球場	S 27
		水泳プール（屋外）	S 47
		武道館	S 56
		相撲場	S 56
		弓道場	S 52
		アイスホッケーリンク（屋外）	S 51
		長根屋内スケート場（屋内）	R 1
		スポーツ研修センター	H 3
東運動公園	18	体育館	S 62
		野球場	S 51
		陸上競技場	S 58
		テニスコート	S 59
		自転車競技場	S 51
新井田公園	11.5	アイスホッケーリンク（屋内）	S 59
		テニスコート	S 63
		多目的広場	S 63
屋内トレーニングセンター	1.4		H 1
南部山健康運動公園	23.1	体育館	H 4
		水泳プール（屋内）	H 4
		多目的広場	H 4
カッコーの森エコーランド	10.9	体育館	S 55
		野球場	S 54
		陸上競技場	H 1
		テニスコート	H 1
		水泳プール（屋内）	H 7
		屋内運動場	H 9
		相撲場	H 1
多賀多目的運動場	9.4	天然芝球技場	H 28
		人工芝球技場	H 28
		多目的運動場	H 28

## (3) 市内スポーツ施設の利用者数の推移

(単位：人)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
長根公園	407,423	400,947	354,137	259,833	251,921
東運動公園	274,787	263,690	218,318	112,765	114,662
新井田公園	87,013	84,793	78,210	61,462	59,669
屋内トレ	93,960	94,144	92,680	60,871	44,968
南部山健康	107,186	108,859	97,111	60,800	55,044
カッコーの森	96,047	106,542	100,279	62,237	61,440
多賀多目的	130,393	124,044	116,886	67,083	62,540
合計	1,196,809	1,183,019	1,057,621	685,051	650,244

## (4) 市内体育館の概要

## ① 八戸市体育館

外観	
設置条例	八戸市体育館条例
竣工年月	昭和38年12月
建築面積	3,624.77 m <sup>2</sup>
延床面積	6,876.02 m <sup>2</sup>
構造	SRC造
主要設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アリーナ</li> <li>・トレーニング室</li> <li>・卓球場（9面）</li> <li>・会議室</li> </ul>
観客席	2,000席

② 東体育館

外観	
設置条例	八戸市体育館条例
竣工年月	昭和 62 年 6 月
建築面積	4,372.07 m <sup>2</sup>
延床面積	5,528.78 m <sup>2</sup>
構造	SRC造、RC造、S造
主要設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アリーナ</li> <li>・トレーニング室</li> <li>・体育室</li> <li>・会議室</li> </ul>
観客席	1,018 席

③ 南部山健康運動センター体育館

外観	
設置条例	八戸市健康運動センター条例
竣工年月	平成 4 年 9 月
建築面積	4,401.12 m <sup>2</sup>
延床面積	5,150.97 m <sup>2</sup>
構造	SRC造、RC造、S造
主要設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アリーナ</li> <li>・トレーニング室</li> <li>・水泳プール（屋内）</li> <li>・会議室</li> </ul>
観客席	—

④ 南郷体育館

外観	
設置条例	八戸市南郷体育施設条例
竣工年月	昭和 55 年 8 月
建築面積	1, 931. 07 m <sup>2</sup>
延床面積	1, 956. 01 m <sup>2</sup>
構造	R C造、S造
主要設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アリーナ</li> <li>・トレーニング室</li> <li>・会議室</li> </ul>
観客席	248 席

(5) 市内体育館の利用者数の推移

(単位：人)

	H29 年度	H30 年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度
八戸市体育館	198, 892	189, 463	177, 753	107, 363	102, 813
東体育館	165, 060	168, 819	130, 847	70, 816	68, 020
南部山体育館	101, 778	101, 377	92, 382	58, 375	51, 155
南郷体育館	23, 910	24, 387	25, 852	18, 070	13, 622
合計	489, 640	484, 046	426, 834	254, 624	235, 610



① 八戸市体育館の利用者数の推移 (単位：人)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
アリーナ	55,599	50,435	51,553	31,596	31,348
トレーニング室	109,029	107,694	99,610	62,045	58,143
卓球場	32,669	29,776	24,972	13,176	12,412
会議室	1,595	1,558	1,618	546	910
合計	198,892	189,463	177,753	107,363	102,813

② 東体育館の利用者数の推移 (単位：人)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
アリーナ	79,649	83,705	50,675	27,584	30,503
トレーニング室	52,033	56,691	56,014	28,828	24,330
体育室	29,433	24,794	20,609	13,346	10,855
会議室	3,945	3,629	3,549	1,058	2,332
合計	165,060	168,819	130,847	70,816	68,020

③ 南部山健康運動センター体育館の利用者数の推移 (単位：人)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
アリーナ	31,464	32,499	30,930	21,602	18,694
トレーニング室	36,859	37,222	33,830	17,475	15,538
水泳プール	32,446	30,608	27,051	19,070	16,707
会議室	1,009	1,048	571	228	216
合計	101,778	101,377	92,382	58,375	51,155

④ 南郷体育館の利用者数の推移 (単位：人)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
アリーナ	15,503	14,056	15,512	10,842	7,742
トレーニング室	8,347	10,291	10,150	7,228	5,880
会議室	60	40	190	0	0
合計	23,910	24,387	25,852	18,070	13,622

(6) 長根公園内スポーツ施設の概要

① 八戸市体育館 (再掲)

外観	
設置条例	八戸市体育館条例
竣工年月	昭和 38 年 12 月
建築面積	3,624.77 m <sup>2</sup>
延床面積	6,876.02 m <sup>2</sup>
構造	S R C 造
主要設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アリーナ</li> <li>・トレーニング室</li> <li>・卓球場 (9 面)</li> <li>・会議室</li> </ul>
観客席	2,000 席

② 野球場

外観	
設置条例	八戸市都市公園条例
竣工年月	昭和 27 年 10 月
建築面積	3,259.26 m <sup>2</sup>
構造	内野：R C 造スタンド 外野：盛土スタンド
主要設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グラウンド両翼 91m センター120m</li> <li>・夜間照明施設 (パイプトラス型鉄塔 6 基)</li> </ul>
観客席	11,000 人収容 (内野 7,500 人 外野 3,500 人)

③ 水泳プール（屋外）

外観	
設置条例	八戸市都市公園条例
竣工年月	昭和 47 年 7 月
建築面積	1, 196. 81 m <sup>2</sup> （倉庫等）
主要設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 50m プール 12 コース</li> <li>・ 子供プール 長さ 40m 幅 25m</li> <li>・ 幼児プール 面積 213 m<sup>2</sup></li> </ul>
観客席	—


④ 武道館

外観	
設置条例	八戸市武道館条例
竣工年月	昭和 56 年 3 月
建築面積	1, 620. 65 m <sup>2</sup>
延床面積	2, 087. 80 m <sup>2</sup>
構造	S R C 造
主要設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 柔道場 459. 00 m<sup>2</sup></li> <li>・ 剣道場 459. 00 m<sup>2</sup></li> <li>・ レスリング 452. 93 m<sup>2</sup></li> </ul>
観客席	—

⑤ 相撲場

外観	
設置条例	八戸市武道館条例
竣工年月	昭和 56 年 10 月
建築面積	334. 62 m <sup>2</sup>
構造	練習場 (W造) 相撲場上屋 (S造)
観客席	芝張りスリバチ型 600 人収容

⑥ 弓道場

外観	
設置条例	八戸市弓道場条例
竣工年月	昭和 52 年 3 月
建築面積	256. 82 m <sup>2</sup>
構造	S造
主要設備	射場 5人立
観客席	—

⑦ アイスホッケーリンク（屋外）

外観	
設置条例	八戸市都市公園条例
竣工年月	昭和 51 年 10 月
建築面積	942.89 m <sup>2</sup>
構造	R C 造
主要設備	幅 28m 長さ 60m
観客席	—

⑧ 長根屋内スケート場（屋内）

外観	
設置条例	八戸市屋内スケートリンク条例
竣工年月	令和元年 6 月
建築面積	22,308.43 m <sup>2</sup>
延床面積	26,274 m <sup>2</sup>
構造	屋根（S 造） 下部（R C 造）
主要設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際規格 400m ダブルトラック リンク幅 16m</li> <li>・ 中地</li> <li>人工芝コート 33m×42m 多目的コート 33m×42m</li> <li>・ トレーニング室 ・ 会議室等</li> </ul>
観客席	3,045 席（固定席：3,017 席 車いす席：28 席）

⑨ スポーツ研修センター

外観	
設置条例	八戸市スポーツ研修センター条例
竣工年月	平成3年2月
建築面積	1,268.80 m <sup>2</sup>
延床面積	2,181.65 m <sup>2</sup>
構造	本館棟（RC造） 食堂棟（RC造+S造）
主要設備	食堂 60人収容 第一会議室 120人収容 第二会議室 70人収容 視聴覚室 研修室

(7) 長根公園内スポーツ施設の利用者数の推移 (単位：人)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
八戸市体育館	198,892	189,463	177,753	107,363	102,813
野球場	20,910	18,408	19,140	8,067	13,395
水泳プール	6,577	8,235	7,836	6,859	7,570
武道館	75,069	70,014	63,923	44,902	41,673
相撲場	754	513	388	10	468
弓道場	15,795	12,822	11,245	9,033	7,419
ホッケーリンク	70,771	83,090	7,047	7,715	4,611
屋内スケート場	—	—	51,581	63,759	66,736
研修センター	18,655	18,042	15,224	12,125	7,236
合計	407,423	400,947	354,137	259,833	251,921

### 3 八戸市体育施設整備に関する基本方針（平成31年3月29日策定）

八戸市体育施設整備検討委員会から平成31年2月22日に提出を受けた、「八戸市体育施設整備の基本方針に関する意見書」を踏まえ、「八戸市体育施設整備に関する基本方針」を定め、体育施設を総合的かつ計画的に管理していくこととする。

なお、同基本方針については、今後社会情勢の変化に伴い、変更の必要性が生じた場合は、見直しを図っていくものとする。

（体育施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針）

#### 基本方針1

八戸市体育館の建て替えに向けた基本構想を早期に策定する

八戸市体育館は、市内体育施設の中で最も多い利用者数を抱える施設であることや、八戸圏域連携中枢都市圏内において最も規模の大きい体育館であり、同規模の施設がないことなどから、建て替えについて最重点で取り組むこととし、次の点を考慮し、早期に基本構想の策定に着手する。

- ・八戸圏域連携中枢都市圏内においては、コンベンションや大規模大会等を開催できるような施設がないため、圏域内の中核を担う体育施設となるよう検討する。
- ・他都市において、体育館を建て替える際には、他の体育施設を機能集約している例があることから、当市においても他の老朽化した施設との統廃合（複合施設化）を検討する。
- ・体育館の建て替えにあたっては、利用者の利便性を確保するため、現体育館を使用しながら工事を行えるよう、長根公園内の別な場所への配置を検討する。

#### 基本方針2

市民が安全に利用できるよう予防保全の実施と長寿命化を図る

体育施設の一部は、災害時の指定避難所となっている施設もあることから、それらの施設の保全については優先的に行い、その他の施設についても、迅速かつ適切に改修・保全等の措置を講じ、市民の安全を確保する。

また、施設のライフサイクルコスト縮減に向けて、予防保全の視点に立った維持管理を実施していくため、定期点検等を適切に実施するとともに、点検・診断結果に基づく施設の状態を詳細に把握・蓄積し、緊急性のあるものについては迅速に対応していく。

多くの市民が利用している施設であるか、防災上の拠点施設であるかなどの施設の特性を考慮しながら、優先順位の高いものから計画的に、耐震化や防災力の向上を図り、地震や災害に耐えうる安全・安心な体育施設等の維持に努める。

長寿命化計画を策定し、個別の体育施設ごとに更新か修繕かを選択するとともに、維持管理にかかる費用の平準化を図る。

体育施設の維持管理費は施設の老朽化に伴い増加してきている一方で、維持管理費に占める利用料金収入は19%程度となっている。利用料金収入は貴重な財源であるが、近年においては料金改定を行っていないため、定期的に他都市の状況等を調査し、改定について検討する。

### 基本方針 3

既存施設の有効活用・統廃合による総量の維持・適正化を図る

減少傾向にある人口や、少子高齢化等の人口動態の変化に対応した体育施設の規模や配置の適正化を実現するため既存施設を有効活用するほか、異なる機能を持つ施設の複合化や、類似施設の集約化等についても、必要な市民サービスの確保にも十分配慮しながら検討しつつ、今後予想される人口減少を見据えた総量の適正化を図っていく。

施設の整備に当たっては、連携中枢都市圏内の町村とも連携して、広域的な視点で施設の更新や統廃合についての検討を行い、特に更新に当たっては、単に同規模で更新するのではなく、利用者数等の見込みに応じた適正な規模への転換を検討する。

### 基本方針 4

市民のニーズや時代に適合するような施設の質の向上を図る

既存の体育施設は、バリアフリー化等の安全対策など、誰でも使いやすい施設となっているとはいえないことから、市民のニーズや時代に適合した施設整備を進め、競技団体や利用者の意見要望を把握し、利用者目線に立った施設を



目指す。

また国際大会等の開催が想定される施設については、海外からの来場者にも配慮した施設整備を行う。

#### 基本方針5

スポーツによるまちづくりの視点による施設整備の推進を図る

スポーツによるまちづくりを推進している本市にとって、東北フリースタイルやヴァンラーレ八戸FC、青森ワッツなどのプロスポーツチームの活躍は、市民に元気や希望を与える貴重な地域資源となっていることから、地元プロスポーツチームが今後も継続的に活動でき、さらに観戦者にも配慮した施設整備を行う。

また、競技種目が多様化する中においてすべての競技に対応することは困難であることから、八戸市の文化として根付いているスケート競技やレスリング競技など、地域特性を考慮した施設整備を行う。

#### 基本方針6

長根公園内の体育施設の移転を見直して公園の整備を行う

平成25年2月に策定した「長根公園再編プラン」において、野球場、プール、弓道場については、代替施設の確保ができた段階で公園外に機能を移転する予定としているが、社会情勢の変化などに伴い、必要に応じて同プランの見直しを図っていくものとしている。

現在、八戸市体育館の耐震診断結果や人口減等、当時の状況から社会情勢が変化していること、体育施設の機能移転は新たな用地の確保や、道路等のインフラ整備も併せて必要であり、財源の確保等課題も多いことから、長根公園再編プランで予定されている体育施設の機能移転については次の点を考慮し見直す。

・平成30年11月9日に国の認定を受けた「第3期八戸市中心市街地活性化基本計画」において、中心市街地のエリアが長根公園まで拡大されていることから、長根公園内における体育施設の再整備にあたっては、長根屋内スケート場や既存体育施設と、中心市街地のはっち、マチニワ・新美術館など文化施設との回遊性の向上につながるような整備を行う。

・長根公園内体育施設で複数の大会が開催された場合、駐車スペースの不足が

懸念されていることから、周辺の民間駐車場の利用促進も含めた一体的な対策を講じる。

- ・団体競技の主な移動手段である大型バスの通行が円滑に出来るよう配慮した動線を計画する。

#### (各施設の管理に関する基本方針)

体育施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針に基づき、各体育施設の管理に関する基本方針を以下のとおり定める。

#### (1) 長根公園

##### ①八戸市体育館

- ・既存施設を使用しながら、公園内の別な場所に建て替えを行う。
- ・建て替えの際は、他の体育施設の機能集約を検討する。

##### ②長根公園野球場

- ・長根公園再編プランで予定されている公園外への移転は見送り、利用者の安全確保を考慮した改修・修繕を行う。
- ・スタンド部分については、改修等を行い、長寿命化を図る。

##### ③八戸市武道館

- ・他都市を例に建て替え後の体育館への機能集約を検討する。
- ・オリンピックメダリストの顕彰方法については別途検討する。

##### ④八戸市相撲場

- ・観客席の階段幅が狭く、急勾配であるため安全上問題があることから、改修により対応する。

##### ⑤弓道場

- ・長根公園再編プランで予定されている公園外への移転は見送り継続利用を基本とし、建て替え後の体育館への機能集約を検討する。

##### ⑥長根公園水泳プール

- ・継続利用を基本とするが、体育館の建て替えに合わせて移築又は機能集約

を検討する。

⑦スポーツ研修センター

・既存プールの継続利用の間は同施設も継続して利用するが、長根屋内スケート場内に会議室機能があり、スポーツ研修センターの機能を補完できるため、プールが移築又は機能集約される場合はそれにあわせて廃止を検討する。

⑧長根公園パイピングスピードスケートリンク

・屋内スケート場完成後は、施設を廃止する。整備費用や維持管理費用等コスト面での課題があることから、施設の利活用は行わないこととする。

⑨長根公園パイピングホッケーリンク

・アイスホッケー等の練習の場として利用されていることから、施設が利用可能な限り継続する。

⑩長根屋内スケート場

・国際大会の開催に備え、海外からの来場者にも配慮した施設整備を進める。

(2) 東運動公園

①東体育館

- ・指定避難所としての機能を有していることから、優先的に改修を行う。
- ・改修する際は、冷房設備の導入や、バリアフリーへの対応を検討する。

②東運動公園野球場

・管理棟・スタンド等の老朽化が著しいため、利用者の安全確保を考慮した改修・修繕を行う。

③東運動公園陸上競技場

・管理棟にはトイレが無く、シャワー室も使用不能となっており利用者が不便を感じていることから、機能の向上を図る改修を行う。

④東運動公園テニスコート

- ・管理棟・スタンド等の建築物の改修・修繕を行い、人工芝の張替えを計画

的に行う。

### (3) 南部山健康運動センター

#### ①南部山健康運動センター体育館

- ・指定避難所としての機能を有していることから、優先的に改修を行う。
- ・改修する際は、冷房設備の導入や、バリアフリーへの対応を検討する。

#### ②南部山健康運動センタープール

- ・プールの事故は、生命に関わる重大な事故につながる恐れがあるため、体育施設の中でも維持管理に特に配慮する。

#### ③南部山健康運動センター多目的広場

- ・利用者が安全に利用できるよう適切に維持管理を行っていく。

### (4) 新井田公園

#### ①新井田インドアリンク

- ・観戦時の寒さへの対策や多目的トイレの設置など、来場者へ配慮した改修内容を検討する。
- ・アジアリーグアイスホッケーの開催や、海外のアイスホッケーチームの合宿等が行われていることから、それらの受け入れを想定した施設整備について検討する。

#### ②新井田公園多目的広場

- ・利用者が安全に利用できるよう適切に維持管理を行っていく。

#### ③新井田公園テニスコート

- ・人工芝コートへの改修を検討し、機能の向上に努める。

### (5) 南郷体育施設

#### ①南郷体育館

- ・指定避難所としての機能を有していることから、優先的に改修を行う。
- ・改修する際は、冷房設備の導入や、バリアフリーへの対応を検討する。

## ②南郷野球場

・平成25年の改修によって施設の機能向上が図られた結果、大会等でも使用されるようになってきていることから、今後も適切に維持管理を行っていく。

## ③南郷陸上競技場

・平成29年度のインフィールド改修によってラグビー競技が開催可能となり、31年度には海外のチームの合宿を行う予定となっていることから、今後も適切に維持管理を行っていく。

## ④南郷屋内運動場

・建築物の改修・修繕を行うとともに、クレア舗装の機能維持を図っていく。

## ⑤南郷屋内温水プール

・プールの事故は、生命に関わる重大な事故につながる恐れがあるため、体育施設の中でも維持管理に特に配慮する。

## ⑥南郷テニスコート

・今後も維持管理を徹底し、適切に維持管理を行っていく。

## (6) 屋内トレーニングセンター

### ①屋内トレーニングセンター

・指定避難所としての機能を有していることから、優先的に改修を行っていく。

## (7) 多賀多目的運動場

### ①多賀多目的運動場天然芝球技場

・津波発生時の一時避難施設として長期的に利用できるよう適切に維持管理をしていく。

・Jリーグが求める施設要件に対応していく。

### ②多賀多目的運動場人工芝球技場

・点検等を継続して実施し、適切に維持管理を行っていく。

### ③多賀多目的運動場多目的広場

・多目的広場は、大会時には駐車場にも利用される施設であるとともに、地域住民の交流の場として利用されていることから、安心して利用できるよう適切に維持管理を行っていく。

## 4 八戸市体育館に関するアンケート調査結果の概要

### (1) 八戸市スポーツ施設利用者

調査期間	令和3年11月24日から令和3年12月24日まで
調査方法	市内スポーツ施設におけるアンケート調査及びインターネットを利用したアンケート調査
回答数	239人
調査内容	新たな八戸市体育館はどのような場であることを望むか調査したもの

#### ・調査結果

順位	内容	回答割合
1	全国大会等の競技スポーツに利用できる体育館	19%
2	市大会等の市民スポーツに利用できる体育館	17%
3	スポーツ観戦しやすい環境の整った体育館	12%

### (2) 八戸市スポーツ協会加盟 38 競技団体

調査期間	令和3年11月24日から令和3年12月17日まで
調査方法	アンケート調査
回答数	26 (回答割合 68.4%)
調査内容①	新たな八戸市体育館はどのような場であることを望むか調査したもの。
調査内容②	新たな八戸市体育館に必要とする仕様について調査したもの

#### ・調査結果①

順位	内容	回答割合
1	全国大会等の競技スポーツに利用できる体育館	25%
2	市大会等の市民スポーツに利用できる体育館	20%
3	スポーツ観戦しやすい環境の整った体育館	17%

・調査結果②

競技団体名	面積	客席数	必要な設備
ソフトテニス協会	3,360 m <sup>2</sup> ※コート4面	—	会議室、更衣室ほか
体操協会	—	2,000	会議室、更衣室、ステージ
卓球協会	1,960 m <sup>2</sup> ※卓球台20面	1,000	会議室ほか
バスケットボール協会	3,990 m <sup>2</sup> ※コート4面	5,000	サブアリーナ(1)、会議室(10)、器具庫、更衣室(男4女4)、シャワー室(男4女4)、放送室
バドミントン協会	2,108 m <sup>2</sup> ※コート12面	2,500	サブアリーナ、会議室、更衣室、シャワー室
バレーボール協会	2,728 m <sup>2</sup> ※コート4面	5,000	サブアリーナ(2)、会議室(3)、役員室(2)、競技委員室(2)、審判員室(2)、選手控室(4)、更衣室(4)、シャワー室(2)、補助役員控室(2)、スポンサー室、ボランティア控室、メディア室

(3) 八戸市内スポーツ施設指定管理者

調査期間	令和3年12月28日から令和4年1月11日まで
調査方法	アンケート調査
調査対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ エスプロモ株式会社 ※市運動公園及び南郷体育施設指定管理者</li> <li>・ 八戸弓道協会 ※市弓道場指定管理者</li> <li>・ 八戸スポーツ・地域振興グループ ※多賀多目的運動場指定管理者</li> </ul>
調査内容①	新たな八戸市体育館はどのような場であることを望むか調査したもの。
調査内容②	新たな八戸市体育館に必要とする仕様について調査したもの

・調査結果①

順位	内容	回答者数
1	市大会等の市民スポーツに利用できる体育館	3
1	防災活動の拠点として利用できる体育館	3
2	全国大会等の競技スポーツに利用できる体育館	2

・調査結果②

競技団体名	面積	客席数	必要な設備
エスプロモ株式会社	2,400 m <sup>2</sup> ※バスケット ボールコート 3面	3,000	サブアリーナ(2)、選手控室(4)、医務室(1)、諸室(多目的室、研修室兼スタジオ、ステージ、各協会向けレンタルルーム、レフェリー室、ドーピング検査室、来賓控室)
八戸スポーツ・地域振興グループ	1,584 m <sup>2</sup> ※バスケット ボールコート 2面	2,500	サブアリーナ(1)、選手控室(4)、医務室(1)、諸室(事務室、会議室、放送室、授乳室、倉庫、多目的ルーム)

(4) 地域プロスポーツチーム

調査期間	令和3年12月28日から令和4年1月11日まで
調査方法	アンケート調査
調査対象	東北フリーブレイズ(アジアリーグアイスホッケー) ヴァンラーレ八戸FC(サッカーJ3リーグ) 青森ワッツ(バスケットボールB2リーグ) 八戸ダイム(3人制バスケットボール 3x3.EXE PREMIER)
調査内容①	新たな八戸市体育館はどのような場であることを望むか調査したもの。
調査内容②	過去に開催されたホーム戦の最多観客数について調査したもの。



・調査結果①

順位	内容	回答者数
1	全国大会等の競技スポーツに利用できる体育館	4
2	町内会等の地域スポーツに利用できる体育館	2
2	スポーツ観戦しやすい環境の整った体育館	2
2	トレーニング等の指導を受けられる体育館	2

・調査結果②

	会場	観客数
東北フリーブレイズ	新井田インドアリンク	2,040人
ヴァンラーレ八戸FC	多賀多目的運動場	5,028人
青森ワッツ	新青森県総合運動公園総合体育館	3,107人
八戸ダイム	フラット八戸	600人

## 5 建て替えに関する基本的なコンセプト

令和3年11月から令和4年1月にかけて、市内スポーツ施設利用者、八戸市スポーツ協会加盟38競技団体、市内スポーツ施設指定管理者及び市内プロスポーツチームに対して実施したアンケート調査及び八戸市体育施設整備検討委員会における意見等を踏まえ、建て替えに関する基本的なコンセプトを、

「する」スポーツ

「みる」スポーツ

「ささえる」スポーツ

活動を促し、

スポーツのある日常生活を支えるための

**多様な世代の誰もがスポーツに親しめるスポーツ振興拠点**

とします。

また、主な日常時の利用はスポーツ活動としますが、非日常時は、スポーツ施設としてだけではなく、各種コンベンションの開催等多目的利用が可能な施設となるよう必要な機能を整備することとします。

## 6 新たな体育館の施設の構成に関する考え方

市内スポーツ競技団体に対するアンケート調査結果及び市内スポーツ競技団体の各種大会における運営状況や開催に関する基準等を踏まえ、施設の構成に関する考え方を次のとおりとします。

### (1) メインアリーナ

競技スポーツにおける大会の主会場、市民スポーツの会場及びプロスポーツ観戦の会場として利用するため、バスケットボールコート（806 m<sup>2</sup>）3面分程度の面積とし、観客席については固定式で現状の3/4程度の1,500席以内を想定します。

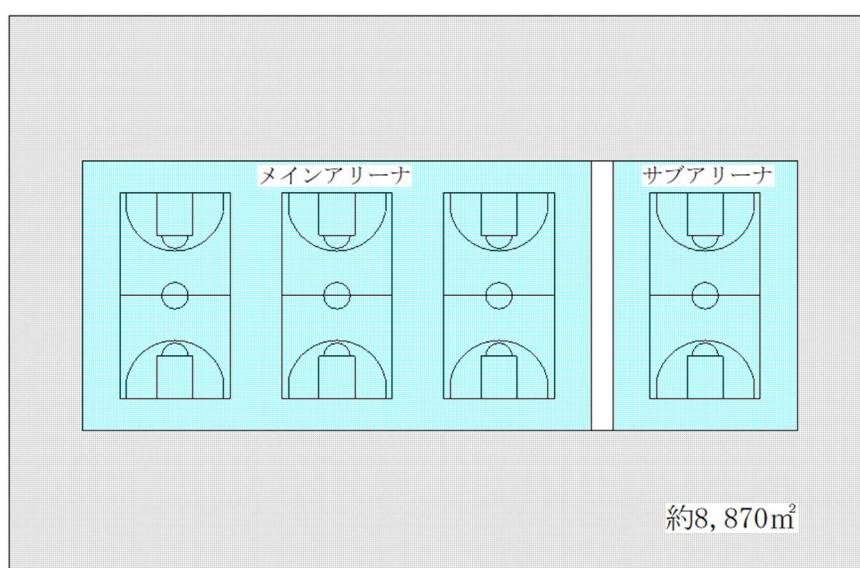
また、大規模な大会、プロスポーツの試合及びコンベンション等の開催の際の座席については、仮設席により、増やし、対応することを想定します。

### (2) サブアリーナ

スポーツ大会開催の際には、メインアリーナの補完的な役割を担う施設として、また、日常のスポーツ競技等の練習の際には活動エリアとして利用するため、バスケットボールコート（806 m<sup>2</sup>）1面分程度の面積とし、メインアリーナと連続性を持たせることを想定します。

また、観客席については固定式で500席以内とし、メインアリーナとあわせて、現状（2,000席）と同程度の席数を確保することを検討します。

(メインアリーナ及びサブアリーナのイメージ)



(3) 柔道場

試合場サイズ2面分 (31m×16m) 程度の面積とすることを想定し、観客席の整備についても検討します。

(4) 剣道場

試合場サイズ2面分 (28m×14m) 程度の面積とすることを想定し、観客席の整備についても検討します。

(5) トレーニングルーム

現状(面積717㎡)と同程度の規模のトレーニング室を整備することを想定します。

(6) プール

8レーン程度の屋内25m公認プールの整備について検討します。

(7) その他の諸室

会議室、器具庫、スタッフルーム、更衣室、シャワー室、医務室、多目的室及びキッズルーム等の必要な施設の整備を検討します。

7 長根公園内の他のスポーツ施設等の構成に関する考え方

八戸市体育施設の整備に関する基本方針及び市内スポーツ競技団体からの意見聴取結果等を踏まえ、長根公園内の他のスポーツ施設等の構成の考え方を次のとおりとします。

(1) 野球場

八戸市体育施設の整備に関する基本方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・長根公園再編プランで予定されている公園外への移転は見送り、利用者の安全確保を考慮した改修・修繕を行う。</li><li>・スタンド部分については、改修等を行い、長寿命化を図る。</li></ul>
建て替えに伴う考え方	<ul style="list-style-type: none"><li>・基本方針のとおり。</li></ul>

## (2) 武道館

八戸市体育施設の整備に関する基本方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・他都市を例に建て替え後の体育館への機能集約を検討する。</li><li>・オリンピックメダリストの顕彰方法については別途検討する。</li></ul>
建て替えに伴う考え方	<ul style="list-style-type: none"><li>・武道館は存置し、レスリング場等として利用を継続し、柔道場及び剣道場は新体育館内に整備。</li></ul>

## (3) 相撲場

八戸市体育施設の整備に関する基本方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・観客席の階段幅が狭く、急勾配であるため安全上問題があることから、改修により対応する。</li></ul>
建て替えに伴う考え方	<ul style="list-style-type: none"><li>・基本方針のとおり。</li></ul>

## (4) 弓道場

八戸市体育施設の整備に関する基本方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・長根公園再編プランで予定されている公園外への移転は見送り、継続利用を基本とし、建て替え後の体育館への機能集約を検討する。</li></ul>
建て替えに伴う考え方	<ul style="list-style-type: none"><li>・存置し、利用を継続。</li></ul>

## (5) プール

八戸市体育施設の整備に関する基本方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・継続利用を基本とするが、体育館の建て替えに合わせて移築又は機能集約を検討する。</li></ul>
建て替えに伴う考え方	<ul style="list-style-type: none"><li>・廃止し、新体育館内への整備について検討。</li></ul>

## (6) スポーツ研修センター

八戸市体育施設の整備に関する基本方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・既存プールの継続利用の間は同施設も継続して利用するが、長根屋内スケート場内に会議室機能があり、スポーツ研修センターの機能を補完できるため、プールが移築又は機能集約される場合はそれにあわせて廃止を検討する。</li></ul>
建て替えに伴う考え方	<ul style="list-style-type: none"><li>・廃止し、スポーツ研修センター及び長根屋内スケート場等の会議室の利用状況等を踏まえ、新体育館内に会議室を整備。</li></ul>

(7) スケートリンク

八戸市体育施設の整備に関する基本方針	・屋内スケート場完成後は、施設を廃止する。整備費用や維持管理費用等コスト面での課題があることから、施設の利活用は行わないこととする。
建て替えに伴う考え方	・廃止。

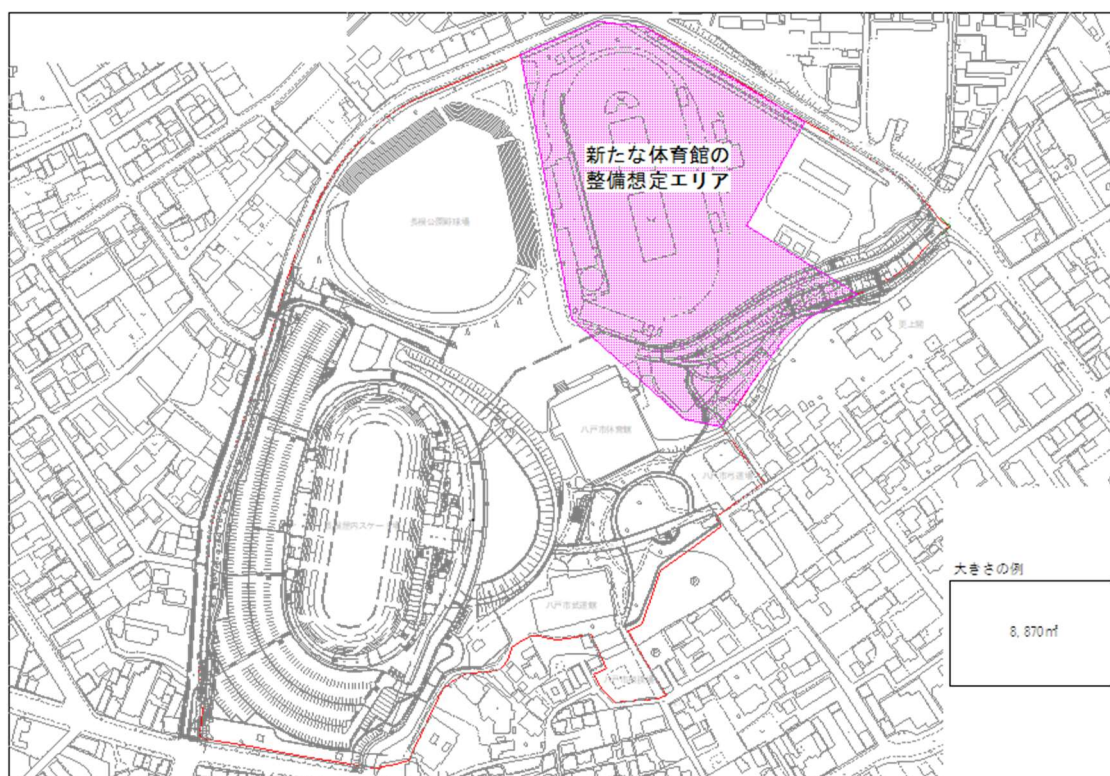
(8) ホッケーリンク

八戸市体育施設の整備に関する基本方針	・アイスホッケー等の練習の場として利用されていることから、施設が利用可能な限り継続する。
建て替えに伴う考え方	・存置し、利用を継続。

(9) 長根屋内スケート場

八戸市体育施設の整備に関する基本方針	・国際大会の開催に備え、海外からの来場者にも配慮した施設整備を進める。
建て替えに伴う考え方	・基本方針のとおり。

8 新たな体育館の整備想定エリア



## 9 長根公園の建ぺい率

長根公園は八戸都市公園条例において運動公園と位置付けられており、建築物の建築面積の制限は、都市計画法に基づいて八戸市都市公園及び公園施設の設置に関する基準を定める条例で定められています。

(八戸市都市公園及び公園施設の設置に関する基準を定める条例 (抜粋))

- ・第5条 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2を超えてはならないものとする。
- ・第6条 都市公園に次の各号のいずれかに該当する建築物を設ける場合においては、当該建築物に限り、当該各号に定める当該都市公園の敷地面積に対する割合を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。
  - (1) 省略
  - (2) 令第5条第4項に規定する運動施設である建築物のうち主として運動の用に供することを目的とする都市公園に設けられるもの 100分の20

このことから、長根公園の建築面積の上限は公園敷地面積の22%、建築面積の上限は、長根公園敷地面積  $171,300 \text{ m}^2 \times 22\% = 37,686 \text{ m}^2$  となり、新たな八戸市体育館建築面積の上限は、将来計画を次のとおり想定した場合、建築可能面積  $37,686 \text{ m}^2 - \text{将来の建築面積 } 28,806.95 \text{ m}^2 \div 8,879 \text{ m}^2$  となります。

施設名	建築面積 (m <sup>2</sup> )	
	現況	将来
体育館 スピードスケートリンク 水泳プール スポーツ研修センター	6,090.38	廃止
野球場	3,259.26	3,259.26
武道館	1,620.65	1,620.65
弓道場	256.82	230.58
相撲場	334.62	334.62
アイスホッケーリンク	942.89	942.89
長根屋内スケート場	22,308.43	22,308.43
公園施設 (トイレ、四阿)	110.52	110.52
合計	34,923.57	28,806.95



## 10 長根公園の地質の状況

昭和44年5月に実施した八戸市パイピングスケートリンク地質調査報告書では、調査箇所NO. 1～NO. 4の4箇所において、深度約24m以深のN値は50となっています。

(八戸市パイピングスケートリンク地質調査報告書：昭和44年5月)

深度 (m)	NO. 1	NO. 2	NO. 3	NO. 4
1	1	0	0	0
2	0	0	12	1
3	0	0	4	1
省略				
21	7	27	7	3
22	19	50	6	4
23	43	50	50	5
24	50	50	50	50
25	50	50	50	50
27	50	50	50	50
28	50	50	50	50
29	50	50	50	50
30	50	50	50	50



## 11 建て替えに向けて配慮すべき事項

### (1) ユニバーサルデザイン

多様な世代の誰もが利用しやすい体育館となるよう配慮します。

### (2) 環境負荷の低減

建築物は、その計画から整備、運用及び廃棄に至るまで、多くの資材とエネルギーを必要とすることから、可能な限り環境負荷の低減を図るよう配慮します。

### (3) 将来の需要に応じた仕様

市内のスポーツ競技人口の動態及び現状の市内施設の利用率等も踏まえ、将来の需要に応じた体育館となるよう配慮します。

### (4) 快適性

する・みる・ささえるスポーツそれぞれの立場における快適性に配慮します。

### (5) 配置

長根公園は飲食・物販機能等を有する中心市街地と隣接しており、駐車場を含む体育館の配置については、中心市街地との回遊性に配慮するとともに、大規模な大会、プロスポーツの試合及びコンベンション等の開催の際には、来館者の入退場の際に、周辺道路の渋滞を引き起こすことも懸念されることから、長根公園外からのアクセス及び公園内の他の施設との動線も踏まえ、検討します。

### (6) 防災機能

長根公園は、八戸市地域防災計画において、地域防災拠点及び広域避難場所に位置付けられており、また、その中に立地する長根屋内スケート場は地域防災拠点施設として、帰宅困難者等の一時避難施設、消防・警察・自衛隊等の災害応急復旧活動拠点及び救援物資等集積場所等としての役割を担っていることから、その役割について検討します。



## 12 建て替え・運営手法

市が自ら建て替え等を行う従来型手法のほか、民間の創意工夫等を活用したPFI手法等の導入についても検討します。

### (1) 従来型手法

建て替えの基本計画から基本設計、実施設計、建て替え及び運営まで本市が主体的に行うものであり、建て替え後の運営は、これまでと同様に、指定管理制度の導入を想定します。

### (2) PFI (Private Finance Initiative) 手法

民間事業者の資金と経営能力及び技術力を利用し、基本計画から基本設計、実施設計、建て替え及び運営までを行うものであり、民間事業者が担う事業の範囲等により、BTO方式、BOT方式、BOO方式及びBT方式等多くの手法があります。

#### ① BTO (Build-Transfer-Operate) 方式

民間事業者が公共施設等を設計・建設し、施設完成直後に公共側に施設の所有権を移転し、民間事業者が維持管理・運営等を行う方式。

#### ② BOT (Build-Operate-Transfer) 方式

民間事業者が公共施設等を設計・建設し、維持管理・運営等を行い、事業終了後に公共側に施設の所有権を移転する方式。

#### ③ BOO (Build-Own-Operate) 方式

民間事業者が公共施設等を設計・建設し、維持管理・運営等を行い、事業終了時点で施設等を解体・撤去する等公共側への施設の所有権移転がない方式。

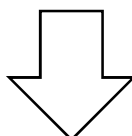
#### ④ BT (Build-Transfer) 方式

民間事業者が公共施設等を設計・建設し、公共側に施設の所有権を移転する方式。

### 13 着工までの流れ

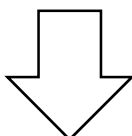
#### 基本構想

八戸市体育館の建て替えに関する基本的な考え方をまとめたもの。



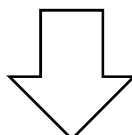
#### 基本計画及び事業手法検討調査

基本構想でとりまとめた内容について整理し、より詳細な規模、仕様及び設備等をまとめるとともに、**従来型手法や民間の創意工夫等を活用した P F I 手法等の事業手法について検討。**



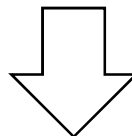
#### 基本設計

基本計画で示した内容について、法令や敷地の条件等を踏まえながら、基本的な図面としてまとめたもの。



#### 実施設計

基本設計に基づき、実際の工事を考慮した上で、詳細な図面を作成するとともに、具体的な工事費の積算を行うもの。



#### 着工

# 資料編

## 1 八戸市体育施設整備検討委員会 委員名簿

氏名	役職	任期
あべ とし かず 阿 部 寿 一	一般財団法人V I S I Tはちのへ 専務理事兼事務局長	
あら き こう いち 荒 木 興 一	八戸市スポーツ少年団 副本部長	
あび な けん いち 蝦 名 謙 一	八戸工業高等専門学校 総合科学教育科 准教授	
きむら ひろ や 木 村 浩 哉	八戸学院大学 地域経営学部 地域経営学科 准教授	
ささき とし ふみ 佐々木 敏 文	八戸市中学校体育連盟 会長	
たかの たか こ 鷹 野 貴 子	公募委員	
ひがし やま くに お 東 山 国 男	八戸市身体障害者団体連合会 会長	
みや こし なお ゆき 宮 腰 直 幸	八戸工業大学 感性デザイン学部 創生デザイン学科 教授	
やま うち たかし * 山 内 隆 *	八戸商工会議所 専務理事	R4. 1. 20～ R4. 11. 4
よない まさ あき 米 内 正 明	八戸市スポーツ協会 会長	

敬称略：五十音順

※役職は委員委嘱時のもの

※「\*」は任期の途中で離任した委員

※委員任期は令和4年1月20日から令和6年1月19日（左記期間の途中で  
委嘱又は解職した委員には任期を記載）

## 2 八戸市体育施設整備検討委員会開催の経過

年月日	内容
令和4年1月20日	第1回八戸市体育施設整備検討委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・検討委員会の運営方法及び進め方について</li> <li>・八戸市体育館建て替えに関する関連計画等について</li> <li>・八戸市内体育施設の現状について</li> <li>・八戸市体育館に関するアンケート調査結果等について</li> </ul>
令和4年2月7日	第2回八戸市体育施設整備検討委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・長根公園内体育施設の現状について</li> </ul>
令和4年2月14日	第3回八戸市体育施設整備検討委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・八戸市体育館の機能・規模等について</li> </ul>
令和4年5月26日	第4回八戸市体育施設整備検討委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・八戸市体育館の機能・規模・配置等について</li> </ul>
令和4年7月20日	第5回八戸市体育施設整備検討委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・八戸市体育館の建て替えに関する基本構想案の諮問</li> </ul>
令和4年10月12日	第6回八戸市体育施設整備検討委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントについて</li> <li>・競技団体との意見交換について</li> <li>・八戸市体育館の建て替えに関する基本構想案について</li> </ul>
令和4年11月16日	第7回八戸市体育施設整備検討委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・八戸市体育館の建て替えに関する基本構想案について</li> </ul> <p>八戸市長に対する答申</p>

### 3 アンケート、パブリックコメント及びスポーツ競技団体からの 意見交換会の実施経過

#### (1) アンケート

年月日	内容
令和3年11月24日 ～令和3年12月17日	競技団体アンケート調査 対象：八戸市スポーツ協会加盟の38競技団体 方法：各競技団体へアンケート用紙配付 回答数：26
令和3年11月24日 ～令和3年12月24日	市民アンケート調査 対象：市内体育施設の利用者 方法：各体育施設でのアンケート用紙設置・回収 インターネットでの回答 回答数：239
令和3年12月28日 ～令和4年1月11日	スポーツ施設指定管理者アンケート調査 対象：市内スポーツ施設指定管理者の3団体 方法：各団体へアンケート用紙配付 回答数：3
令和3年12月28日 ～令和4年1月11日	地域プロスポーツチームアンケート調査 対象：地域プロスポーツチームの4団体 方法：各団体へアンケート用紙配付 回答数：4

#### (2) パブリックコメント

年月日	内容
令和4年7月21日 ～令和4年8月31日	パブリックコメント 意見数：8人（11件） 意見の内容と市の考え方をホームページで公表

### (3) スポーツ競技団体との意見交換会

年月日	内容
令和4年6月29日	八戸市体操協会（書面）
令和4年6月30日	八戸市武術太極拳連盟（書面）
令和4年7月4日	八戸市卓球協会
令和4年7月5日	八戸市体操協会
令和4年7月6日	八戸市ソフトテニス協会
令和4年7月6日	八戸市柔道協会
令和4年7月7日	八戸市バレーボール協会
令和4年7月8日	八戸市バスケットボール協会
令和4年8月29日	八戸水泳協会
令和4年8月29日	八戸市体操協会
令和4年9月1日	八戸弓道協会
令和4年9月21日	八戸市柔道協会
令和4年9月26日	八戸ウエイトリフティング協会

※この意見交換会は八戸市スポーツ協会加盟 38 団体に案内し、参加を希望したスポーツ競技団体から意見聴取を行ったもの。

- ・ 1 回目：6/23～7/8
- ・ 2 回目：8/18～9/26

## 4 八戸市体育施設整備検討委員会 規則

平成 28 年 12 月 28 日

規則第 154 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、八戸市附属機関設置条例（平成 25 年八戸市条例第 6 号）第 3 条の規定に基づき、八戸市体育施設整備検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第 2 条 委員会は、体育施設の将来的な整備の方向性に関し必要な事項について調査及び検討をし、市長に対して意見を述べるものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 体育団体関係者
- (3) 建築に関する有識者
- (4) まちづくりに関する有識者
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 委員会に、会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、新たに委員の委嘱が行われた後最初に招集すべき委員会の会長の職務は、市長が行う。



- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出の要求等)

第6条 委員会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、スポーツ振興課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年9月30日規則第92号)

この規則は、公布の日から施行する。